

学部生・専攻科生・院生の皆様へ

報道等でご承知のとおり、国は、5月4日、全都道府県を対象として新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長しました。

これを受けて、愛媛県は、当面の対応として5月10日まで、これまでの緊急事態対応の要請を継続した上で、11日以降の緊急事態措置等について都道府県知事の責任において慎重に判断し、不要不急の外出や県をまたぐ移動の自粛、施設の利用停止、学校の臨時休校などの緊急事態宣言の延長に対する愛媛県の対応方針を5月8日に示すこととしています。

このため、本学の対面授業の開始時期については、愛媛県の対応方針を踏まえて早急に検討し、5月8日以降速やかにお知らせすることとしますので、それまでの間は、遠隔授業での学修に励んでいただくとともに、引き続き、1. うつらないよう自己防衛 2. うつさないよう周りに配慮 3. 不要不急の外出や県をまたぐ移動の自粛 を徹底いただくようお願いいたします。

なお、5月6日までとしている大学構内への入構禁止措置については、県有施設の休館や学校の臨時休校の措置と同様に、当面の対応として5月10日（日）まで延長します。

令和2年5月7日

愛媛県立医療技術大学 学長 安川 正貴

※<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/020505chizimessage.pdf>【新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置】（令和2年5月5日 愛媛県知事 中村 時広）】